

国立大学法人東京外国語大学監事監査実施基準

〔平成16年4月1日〕
規則第125号

改正 令和4年10月19日規則第61号

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人東京外国語大学監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）第21条の規定に基づき、監事監査の実施に関し、必要な事項を定める。

(監査計画)

第2条 監査計画は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査の方針
- (2) 監査の範囲
- (3) 監査実施時期
- (4) 監査の対象及び内容
- (5) 監査の方法
- (6) 監査担当者
- (7) その他必要な事項

(監査事項)

第3条 監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係諸法令、業務方法書、諸規定等の整備状況及び遵守状況
- (2) 中期計画の実施状況
- (3) 組織の運営及び人事管理の状況
- (4) 防火その他保全に関する措置状況
- (5) 決算（年次及び月次）の状況
- (6) 予算の執行及び資金運用の状況
- (7) 契約の執行状況
- (8) 債権管理の状況
- (9) 金銭出納及び資金管理の状況
- (10) 資産管理の状況
- (11) その他必要な事項

(監査の実施通知)

第4条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ被監査部局の責任者に監査事項、監査場所その他必要な事項を通知する。

(監査の手順等)

第5条 監事は、原則として次の各号に掲げる手順により監査を実施する。

- (1) 被監査部局の長からの概況聴取

- (2) 被監査部局の担当者から個別聴取
- (3) 帳簿とその他証拠書類の原本の査閲
- (4) 帳簿と現物との照合
- (5) 現物の実査
- (6) 監査終了後の講評

2 監事は、監査の実施にあたっては、被監査部局の通常業務に著しい支障を与えないよう配慮しなければならない。この場合においては、可能な限り既存資料の活用を図るよう努めるものとする。

(監査記録)

第6条 監査の事務を補助した職員は、監査終了後、監査実施時期、被監査部局、監査結果の概要その他必要な事項を記した監査記録を作成し、監事に提出するものとする。

(監査結果報告書)

第7条 監事が作成する監査結果報告書には、次の各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 監査の方法の概要
- (2) 監査の結果の概要
- (3) 是正又は改善を要する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(雑則)

第8条 監事監査規程及びこの基準に定めるもののほか、監査の実施に関し、必要な事項は、監事はその都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。